

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた  
 医療事業者に対する医療資金の制度拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、減収等の影響を受けた医療関係施設等に対し、優遇措置を実施しているところですが、今般、1か月の減収額が3割以上（前年同月比）となった病院及び診療所に対して、重点的な支援を行う観点から、貸付限度額、無担保貸付額・無利子貸付額について以下のとおり更なる拡充を行いました。（下表の赤字部分が拡充箇所）

融資条件（全施設共通）	
ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の継続に支障を来しており、前年同期と比較して減収となっている方等
融資期間（うち据置期間）	15年以内（5年以内）

病院・診療所					
貸付利率		①病院	②診療所	コロナ対応を行う医療機関	政策医療を担う医療機関
		当初5年間の無利子貸付の範囲	<u>(3割以上減収)</u> <u>2億円</u> (3割未満減収) 1億円	<u>(3割以上減収)</u> <u>5,000万円</u> (3割未満減収) 4,000万円	①・②の金額と「前年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額
	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）			
	融資限度額	次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 [病院] <u>(3割以上減収) 10億円</u> (3割未満減収) 7.2億円 [診療所] <u>(3割以上減収) 5,000万円</u> (3割未満減収) 4,000万円			
	無担保貸付	[病院] <u>(3割以上減収) 6億円</u> (3割未満減収) 3億円 [診療所] <u>(3割以上減収) 5,000万円</u> (3割未満減収) 4,000万円 コロナ対応を行う医療機関…上記金額と[前年同月からの減収額の6倍]のいずれか高い金額 政策医療を担う医療機関……上記金額と[前年同月からの減収額の3倍]のいずれか高い金額			

介護老人保健施設・介護医療院・助産所・医療従事者養成施設、指定訪問看護事業			
貸付利率		介護老人保健施設・介護医療院	助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
	当初5年間の無利子貸付の範囲	1億円	4,000万円
	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）	
	融資限度額	次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 1億円 4,000万円	
	無担保貸付	1億円 4,000万円	

●所定の審査を踏まえ、保証人不要制度(0.15%の利率を上乗せ)のご利用により、保証人を免除することができます。

【お問い合わせ先】

融資第一部産業開発融資班 TEL 098 (941) 1765  
 業務統括部業務企画課 TEL 098 (941) 1740